町債と町有財産

◆町債(地方債)

町の長期にわたる借入金のことです。学校 建設などのように長期にわたって利用される 施設の建設に必要な資金について、世代間の 負担の公平を図る観点から、町債という形で 資金を調達し対応しています。

本年度においても町では、起債事業(町債を発行して実施する事業)を右表のとおり予定しています。

また、平成26年3月31日現在における町債の借入目的や借入先は下表のとおりです。

●平成26年度起債事業 (単位:千円)

起債の目的	借入予定額
臨時財政対策債	600,000
災害援護資金貸付金債	2, 500
小学校事業債	80,000
公共下水道整備事業	168, 500
公共下水道整備事業(繰越分)	2, 200
	853, 200

●目的別町債残高

●借入先別町債残高

(単行	∀ :	千円	、%)
(-1-	•/.	1 1 1	\ /0/

	目	的区分		25年度末残高	構成比	借入先区分	25年度末残高	構成比
1 普		通	債	11, 584, 918	88.6	財務省	9, 582, 783	73. 3
(1) 総	務	債	4, 597, 556	35. 2	地方公共団体金融機構	2, 498, 658	19. 1
(2) 民	生	債	155, 260	1.2	銀行等	579, 081	4. 4
(3) 衛	生	債	18, 922	0.1	栃 木 県	51, 574	0.4
(4) 農	林水産業	美債	1, 172, 656	9.0	㈱ かんぽ生命保険	336, 453	2.6
(5) 土	木	債	5, 219, 450	39. 9	㈱ ゆうちょ銀行	20, 032	0.2
(6) 教	育	債	421, 074	3.2			
2 災	售	孫 復 旧	債	0	0.0			
(1) 土	木	債	0	0.0			
3 企		業	債	1, 483, 663	11.4			
合			†	13, 068, 581	100. 0	· 함	13, 068, 581	100. 0

◆町有財産(基金)

町は、行政事務をするための 庁舎整備や、教育・福祉等の施 設建設の外、それぞれの目的を もった基金を保有しています。

基金の管理、運営に当たっては、条例や規則に基づき、それぞれの目的に応じて適正に管理するとともに、効率的な運用を行うよう努めています。

平成26年3月31日現在の状況 は、右表のとおりです。 (単位:千円)

基金名	残高
財政調整基金	1, 133, 483
減債基金	775, 101
都市計画施設整備基金	749, 259
地域づくり推進基金	53, 620
地域福祉基金	113, 775
庁舎整備基金	62, 808
小山文化スポーツ振興基金	19, 533
学校施設整備基金	766, 534
松谷教育復興基金	0
東日本大震災復興基金	3, 259
国際交流推進基金	62, 715
印紙等購買基金	2,000
国民健康保険財政調整基金	159, 336
介護給付準備基金	67, 319
合 計	3, 968, 742